

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

WEBカメラとイラストだけであなたも“VTuber” 簡易な動画マーケティングツールが登場

動画は非常に有効なマーケティング手法の一つ。最近「VTuber」が注目され、ロート製菓が参入するなど大手も積極的に動画配信を手がけている。だが、「動画編集には専門知識や技術が必要だから」と導入をためらう向きもあるのではないかな。

そんな悩みを解決してくれるサービス「キャラキャスト」をリリースしたのが、VR技術などを活かしたビジネスの提案やスマートフォン向けサービスの開発・提供などを行っている株式会社アルファコードだ。通常、「VTuber」となってキャラクターの表情を動かすには、モーションキャプチャなどの技術を用いて動きを連動させる必要があるが、「キャラキャスト」ならば実に簡単。PC操作者がWEBカメラの前で表情を動かせば、キャラクターが自然に連動する。そのため、キャラクターの3Dモデルを作成する必要もない。

「アニメが自分でつくれる遊びのようなもの」と思いがちだが、使いようによっては実に効果的なマーケティングが可能となる。例えば、すでに自社キャラクターなどがある場合だ。これまでは2次元だったものに、“生命を吹き込む”ごとく、動画の中で広報活動をさせることができる。ターゲットにインパクトを与えるだけでなく、より親しみのある存在となってくれることが期待でき、顧客とのコミュニケーション深化に役立つことは間違いない。しかも、専門的な知識や技術、設備、スキルのある担当者を新たに登用する必要も一切ない上に、コストも月額3万円と格安だ。新たなマーケティング戦略を試すにはうってつけのサービスではないだろうか。

税務会計

審判所への「直接審査請求」が増加 29年度審査請求のうち68.4%が直接請求

納税者が国税当局の処分に対する不満がある場合、税務署などに対する再調査の請求や国税不服審判所に対する審査請求という行政上の救済制度と、訴訟を起こして裁判所に処分の是正を求める司法上の制度があるが、行政上の救済制度のうち、税務署への再調査請求を経ずに、第三者機関である国税不服審判所に直接審査請求するケースが増えていることがわかった。

国税庁が先日発表した2017年度における審査請求の概要によると、17年度の審査請求2,953件のうち税務署への再調査の請求(異議申立て)を経ずに直接、国税不服審判所に審査請求があった件数は全体の68.4%を占める2,020件、前年度比37.1%増となった。今回の発表結果では、審査請求全体の約7割が直接請求となり、国税不服審判所がより身近になっていることがうかがえる。

審査請求は、税務署や国税局などの処分に対する不満がある場合、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所へ不服を申し立てる制度。かつては青色申告にかかる更正処分以外については、税務署への再調査の請求(異議申立て)を経なければ審査請求ができなかったが、不服申立制度の改正により、2016年4月1日以後は青色申告でなくても直接、国税不服審判所に審査請求できるようになっている。

なお、審査請求は、原則1年以内に裁決するよう努めており、審査請求の1年以内の処理件数割合は99.2%となっている。

今週のキーワード

VTuber

VTuberとは「バーチャルYouTuber」ともいわれ、Vは‘virtual’の頭文字をとったもので、動画の配信活動を行う架空のキャラクターを指す。企業だけでなく、6月には茨城県が動画サイト「いばキラTV」でVTuberをアナウンサーとして起用すると発表するなど、自治体公式のPR活動などにも活用されはじめている。